

「共に育ち・学ぶ」を考えて(6)

福岡支部 藤田 幸廣

前回、寄稿した文では、地域の学校に就学できる障害児を「市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者」のみに限定し、それ以外の児童は、学校教育法第七十四条で「特別支援学校」を位置づけています。今回は「特別支援学校」と障害者権利条約の関連からです。

障害者基本法から

読者のみなさんも考えてみませんか。今年**は障害者基本法の改正及び障害者権利条約の批准に係る重要な時期**にきています。

特に、権利条約は拙速な批准は許されません。まだ、国内各法の整備が成されていない現状です。



では、障害者基本法（教育）は特別支援学校を前提にしています。

第十四条

1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、**教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策**を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する**調査及び研究並びに学校施設の整備**を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との**交流及び共同学習を積極的に進めること**によって、その相互理解を促進しなければならない。

特にこの条文1～3項は地域の教育と「分離教育」の溝です。障害者基本法の参議院での附帯決議抜粋からですが、線部分は当時の活動成果です。理念法ですが、政府は本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法、第三条第一項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、**分け隔てられることなく**参加できるようにすることを基本とすること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が**共に育ち学ぶ教育**を受けることのできる環境整備を行うこと。

（平成16年5月27日参議院内閣委員会障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議障害者基本法最終改正、平成16年6月4日法律第八〇号（教育））での「**分け隔てられることなく共に育ち学ぶ**」を地域に根付いた新たな地域文化の土壌が求められています。

障害者権利条約から

当時、障害者権利条約が国連でインクルージョン、合理的配慮、ユニバーサル等々を論議している中でさすがに、平成18年6月14日衆議院文部科学委員会で学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議がされ、以下抜粋条文ですが、内容は軟らかい、どちらとも取れる様な文言であり、特別支援学校を恒久化するものです。

二、障害者基本法に基づき、また、**国際的な障害者施策の潮流であるノーマライゼーションやインクルージョンの理念**を踏まえつつ、障害のある子ども達が、生涯にわたって健康で文化的な生活を営むためにも、**障害のない子どもとの交流及び共同学習が一層推進**されるよう努めること。

三、特別支援教育が、**就学前教育から高等教育までのすべての学校において**取り込まれるべきものであることに鑑み、厚生労働省との連携も強化し、障害をもつ子どもの就労支援まで含めた長期的な学習機会、**適切な教育環境及び支援の享受が、居住する地域に係わらず可能となるよう**配慮すること。「特別支援学校」を位置づける日本の現行法は、障害者権利条約と矛盾しないだろうか。条約仮訳文24条（川島聡、長瀬修仮訳）と国の仮訳抜粋のどこが違うのでしょうか。

第24条 教育

1・締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、**あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習**であって、次のことを目的とするものを確保する。

2・締約国は、1の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。

(a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。

(c) 個人の必要に応じて合理的配慮が行われること。

(d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度内で受けること。

国の仮訳では、一般教育制度ではなく教育制度一般とした点です。つまり、一般教育制度、通常の教育制度と訳されるべき General education という原文を教育制度一般と仮訳しました。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議からみれば、教育制度一般からは排除されていない、「就学前教育から高等教育まで、障害のない子どもとの交流及び共同学習の適切な教育環境及び支援の享受が、居住する地域に係わらず可能となるよう配慮」した「分離教育ではあるが特別支援学校での教育の機会是与えている」ということで、条約批准の要件を満たしていると解釈できます。なお、インクルージョンは「包容」と仮訳しています。

読者の皆さんと共に、注意深く監視していく必要があります。